

【韓国】 性犯罪への対応を大幅に強化—親告罪の廃止等—

海外立法情報課・藤原 夏人

* 韓国では近年、凶悪な性犯罪事件が相次いでいる。厳罰化及び予防策の強化を求める世論の高まりを受けて2012年12月18日、6つの改正法が公布され、性犯罪への対応が強化された。

1 法改正の背景及び経緯

警察庁の統計によると、近年、韓国における強姦及び強制わいせつの発生件数は大幅に増加している（2007年：13,396件→2011年：19,498件）。衝撃的な事件がメディアで大々的に報道される度に、加害者への厳罰及び予防策の強化を求める声が高まり、関連法が改正されるという事態が繰り返されている。

今回の大規模な法改正も、凶悪な性犯罪事件が相次いで発生したことを受けて、2012年9月10日、国会に「児童・女性対象性暴力対策特別委員会」が設置されたことが端緒となっている。同委員会及び法制司法委員会における審査を経て同年11月22日、「刑法」、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下「特例法」）、「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（以下「防止法」）、「児童及び青少年の性保護に関する法律」（以下「児青法」）、「特定犯罪者の位置追跡電子装置の装着等に関する法律」（以下「電子足輪法」）、「性暴力犯罪者の性衝動薬物治療に関する法律」（以下「薬物治療法」）の6つの改正法案が国会本会議で可決された。

2 主な改正点の概要（括弧内に関連する法律の題名を記載）

(1) 性犯罪に係る親告罪及び反意思不罰罪の廃止（刑法、特例法及び児青法）

従来、性犯罪は親告罪であり、被害者の告訴がなければ起訴することができなかった。被害者が19歳未満の場合は、以前の法改正により、性犯罪の大部分について親告罪でなくなっていたが、一部に「反意思不罰罪」（告訴がなくても起訴が可能であるが、被害者の明示の意思に反した起訴はできない）が残されていた。また、日本と異なり、韓国では告訴の取消しが1審判決宣告前まで可能なため（刑事訴訟法第232条）、告訴した被害者が、加害者側関係者からの脅迫、懐柔等を伴う告訴取消しの要求に悩まされる二次被害が問題となっていた。今回の法改正により、性犯罪に係る親告罪及び反意思不罰罪が廃止された。

(2) 「類似強姦」の新設及び性犯罪の対象の拡大（刑法、特例法及び児青法）

暴行又は脅迫による性交類似行為は、従来は強制わいせつとして取り扱われており、障害者及び19歳未満の者に対する性交類似行為に限り、特例法及び児青法に、それぞれ加重処罰を課す規定が設けられていた。今回の法改正により、一般法である刑法に「類似強姦」という新しい定義が設けられ、従来 of 性交類似行為を類似強姦として処

罰する規定が新設された。「暴行又は脅迫により、人に対し、口腔、肛門等、身体（性器を除く）の内部に性器を挿入し、又は指等、身体（性器を除く）の一部若しくは道具を挿入する行為」を行った者は、2年以上の有期刑に処される。

また、性犯罪の多様化に伴い、これまで性犯罪の対象を「婦女」又は「女子」と規定していた条項について、「婦女」又は「女子」が「人」に改められた。

(3) 電子足輪の装着請求要件の緩和(電子足輪法)

性犯罪歴のある者の位置を電子的に監視し、再犯防止に役立てるため、2007年4月、「特定性暴力者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」が施行された（本誌第234号（2007年12月刊）参照）。同法は2008年9月に施行され、これまでの法改正により、GPSによる位置追跡電子装置（電子足輪）の装着対象となる犯罪に、殺人及び未成年者略取誘拐が追加された（本誌第249-2号（2011年11月刊）参照）。

今回の法改正により、装着期間の下限を法定装着期間の倍にする要件が緩和され、装着対象犯罪の被害者が13歳未満の場合から19歳未満の場合に引き上げられたほか、装着対象犯罪に強盗並びに当該犯罪の未遂犯及び常習犯が追加された。また、従前は性犯罪の初犯の場合において、被害者が16歳未満のときに限り、検察官が裁判所に装着命令を請求することができたが、法改正後は請求要件が緩和され、被害者が19歳未満の場合及び障害者の場合には装着命令の請求が可能となった。

(4) 関係機関相互の連携及び刑執行後の保護観察の導入(電子足輪法)

捜査機関と保護観察所の連携体制が強化されるとともに、再犯のおそれがある者に対し、検察官の請求により、裁判所が2年～5年の範囲内で刑執行後の保護観察命令を宣告することが可能となった。また、裁判所は、装着命令が請求された事件について、同命令でなく保護観察命令の必要があると認めるときは、検察官に保護観察命令の請求を要請することもできる。刑執行後の保護観察の導入により、同法の題名は「特定犯罪者に対する保護観察及び電子装置の装着等に関する法律」に改められた。

(5) 性衝動薬物治療の対象範囲拡大(薬物治療法)

2010年7月、性犯罪者に対する「薬物治療法」が制定され、2011年7月に施行された（本誌第234-1/2号（2010年7/8月刊）参照）。現行法では、被害者が16歳未満の場合に性犯罪者に対する薬物治療が可能であるが、今回の法改正により被害者の年齢を問わず「性倒錯症患者」と認められる者に対する薬物治療が可能となった。改正法は2013年3月19日に施行された。性衝動の抑制を図る薬物治療は、別名「化学的去勢」とも呼ばれる。施行後間もない制度であり、本格的な運用はこれからである。

(6) 刑を減輕しないことが可能な性犯罪の範囲の拡大(特例法及び児青法)

飲酒又は薬物による心神耗弱状態の性犯罪については、2010年の「特例法」制定以降、一部の性犯罪に対して刑を減輕しないことが可能となったが、法改正により、わ

いせつ図画頒布等を除くほぼ全ての性犯罪に対して刑を減軽しないことが可能となった。国会審議の過程で一律に減軽を禁止すべきとの意見も出たが、反映されなかった。

(7) 公訴時効の適用排除対象の拡大(特例法及び児青法)

2011年、映画「トガニ」のモデルとなった、ろう学校の聴覚障害者を対象とした性犯罪事件が社会に大きな衝撃を与えた。同事件を契機として特例法が改正され、13歳未満の女子及び障害者の女子に対する強姦及び準強姦について、公訴時効を適用しない等の法改正が行われた(本誌第250-1号(2012年1月刊)参照)。今回の法改正では、公訴時効を適用しない範囲が、13歳未満の女子及び障害者の女子に対する強姦殺人、強姦致死、強姦致傷、類似強姦、強制わいせつ、準強制わいせつ等へも拡大された。強姦殺人については被害者の年齢を問わず公訴時効が適用されない。なお、前述のとおり性犯罪の対象が「人」に修正されたため、被害者の性別による制限も撤廃された。

(8) 児童ポルノの定義の変更及び処罰規定の明確化(児青法)

2007年の「青少年の性保護に関する法律」(後に法改正により児青法に題名変更)改正以降、児童ポルノ(「児童・青少年利用わいせつ物」)の単純所持も処罰対象となった。今回の法改正により児童ポルノの定義に「明らかに」という語句が追加され、児童・青少年であることが「明らかに」認識され得る人又は表現物が登場している場合に、児童ポルノとみなされることとなった。国会審議では、実際に児童・青少年が登場する場合に限るとする少数意見もあったが、反映されなかった。また、単純所持の処罰の対象が「児童ポルノであることを知りながら」所持した者に改正され、所持の認識がない場合は処罰の対象外とされる一方、罰則は「2000万ウォン以下の罰金」から「1年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金」に改正され、懲役刑が追加された。

(9) 児童及び青少年を対象とした性犯罪の厳罰化及び就業制限(児青法)

児童及び青少年を対象とした性犯罪の量刑が引き上げられた。一例として、強姦は「5年以上の懲役」から「無期又は5年以上の懲役」へ、類似強姦は「3年以上の懲役」から「5年以上の懲役」へ、強制わいせつは「1年以上の懲役又は500万ウォン以上2000万ウォン以下の罰金」から「2年以上の懲役又は1000万ウォン以上3000万ウォン以下の罰金」へ、児童ポルノの単純所持は前述のとおり「2000万ウォン以下の罰金」から「1年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金」へ、それぞれ引き上げられた。

また、これまで、性犯罪者は刑執行後等から10年間、幼稚園、小中学校、塾、医療機関等への就業が制限されていたが、今回の法改正により、就業制限対象がインターネットコンピューターゲーム施設提供業(ネットカフェ)、青少年活動企画業、大衆文化芸術企画業(芸能事務所)等へも拡大された。

(10) 性犯罪者の情報公開制度の改善(特例法及び児青法)

韓国における性犯罪者の情報公開制度の端緒は、2000年に制定された「青少年の性

保護に関する法律」である。その後の法改正及び「特例法」の制定を経て、開示情報及び開示対象の性犯罪者の範囲が拡大され、2011年1月1日からは、児童・青少年を対象とした性犯罪者の居住地周辺住民等への郵便による通知制度も開始された。

今回の法改正により、開示対象者の詳細な住所（道路名及び建物名まで）、性犯罪の前科、電子足輪の有無等が開示情報の範囲に追加されるとともに、郵便による通知の対象地域が、開示対象者の居住地と境界を接する地域等にも拡大された。また、開示対象者が1年ごとに最寄りの警察官署に出頭し、義務的にカラー写真の撮影に応じる条項及び警察官署の長が半年に1度、直接対面等の方法により開示対象者の登録情報の真偽及び変更を確認し、義務的に法務部長官に送付する条項が新設された。さらに、法改正に伴い、過去の性犯罪に対する情報公開制度の遡及適用範囲も拡大された。

(11) 「性的目的のための公共場所侵入罪」の新設(特例法)

性的欲望の満足（のぞき等）のために公衆トイレ、公衆浴場等に侵入し、又は退去要求に応じない者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する条項が新設された。

(12) 性犯罪の被害者に対する支援(特例法及び児青法)

以前の法改正により導入され、2012年3月から施行されている「法律助力人制度」（19歳未満の性犯罪の被害者を弁護士が捜査の段階から支援し、被害者に弁護士がいないときは、検察官が国選弁護人を選任する制度）の適用対象が成人の性犯罪の被害者にも拡大された。また、各裁判所には、法廷において被害者を含む証人が、被告人等と対面しないようにする等の保護及び支援を行う施設を設置し、同施設を管理・運営する証人支援官を置くことが定められた。さらに、被害者が13歳未満又は障害者の場合において、意思の表明及び意思疎通に困難があるときは、学識経験者が陳述助力人として支援する制度も新設された。

(13) 予防教育、保護期間の延長等(防止法)

従来、国及び地方公共団体に対して性教育及び性暴力予防教育の実施が義務付けられていたが、法改正により他の公共団体等にも実施が義務付けられ、女性家族部長官（以下「長官」）への結果報告の提出も義務付けられた。長官に対しても、教育プログラムの開発・普及、専門の講師の養成等が義務付けられた。また、保護施設による被害者の保護について、要保護者の類型別に入所期間を延長し、法定入所期間を超えた延長も可能となった。相談員を養成するための教育訓練施設の設置根拠も整備された。

参考文献(インターネット情報は2013年3月15日現在である。)

- ・「국회 의안정보시스템」(国会議案情報システム) <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>
- ・「성폭력범죄 근절을 위한 법률 국회 통과」(性暴力犯罪根絶のための法律国会通過)『女性家族部報道資料』2012.11.23. <http://www.mogef.go.kr/korea/view/news/news03_01.jsp?func=view¤tPage=1&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=689957>